

## 1. 地域まちづくり協議会の事業(活動内容)

(1) 小学校などを通してすでに活動の芽がある分野、子どもたちと一緒に取り組むことで効果が上がる分野(子どもを中心にすえたコミュニティづくり)

- ① 子育て環境づくり
- ② 青少年の健全育成
- ③ 健康、スポーツ

(2) 地理的な広がりから自治会単位を越えた広域的な取り組みが求められる分野

- ① 防災、防犯活動 小学校通学路の防犯活動など  
「安心、安全」: 防犯パトロール、防犯マップの作成、地域防災計画の作成、防災訓練、災害時の被害者の状況把握と市への緊急連絡網の整備など

自主防災組織の整備、要援護者と救援者を屋号として図示した「安全福祉マップ」の整備、地区をあげての防災訓練の実施、各町内会に防災携帯無線を整備、協議会運営の惣菜屋が震災時に炊き出しで活躍(柏崎市北条地区コミュニティ振興協議会での事例)が参考になる。

大地震発生直後は、行政機能が麻痺(一般に、3日間と言われている)するため、災害時における要援護者の安否確認や救出活動は、地域協議会など近隣住民同士での協力が必要不可欠である。

- ② 河川流域単位での環境保全 地域内河川の浄化活動(小中学生も参加して)  
流山市では、富士川に清流を取り戻す会、大堀川自然観察会、菜の花協議会による江戸川堤清掃などの取り組みが見られる。これらの活動は、単独自治会だけでの活動ではなく地域協議会レベルの活動が望ましい。
- ③ 各種情報の連絡網(認知症高齢者、子どもなど行方不明者の搜索、ひったくりなど)

(3) スケールメリットが生かせる分野

- ① 地域福祉活動 高齢者対策が急務  
独居の高齢者や病弱者の見守りとケア(電話、訪問、配食、NPOとの連携した簡単な手伝いなど)

日立市では、介護保険外の高齢者の見守り活動に注力している。当市でも高齢者の見守り活動に取り組んでいる自治会、地区社協は多い。民生委員や隣近所の住民だけに頼るのではなく、日立市では電力会社と契約し検針員が見守りの一翼を担っている。生活に必要な電気、ガス、水道の検針員や新聞配達者なども見守りに参加してもらうのも良い。

- ② 資源物のリサイクル活動
- ③ 地域通貨
- ④ 公共施設管理運営の受託
- ⑤ コミュニティ・ビジネス

(4) 幅広い人材の活躍により専門的で多様な活動を展開することが可能となる分野

- ① 生涯学習 高齢者がまちづくりの担い手になる。
- ② 地域の情報発信、情報化の推進
- ③ 地域福祉活動
- ④ 地域まちづくり
- ⑤ 地域特産物の開発
- ⑥ 住民協働、参加の政策づくり

市政に対する意見や提案については、宝塚市における10テーマに関する各々100人委員会の事例や流山市における自治基本条例素案づくりにおける市民協議会の事例があり、今後も有効な方法の1つである。

(5) その他(自治会などの活動と同様)

- ① まつり、イベントなどの交流活動(「親睦」)  
運動会(子どもみこし、福祉バザーの同時開催)、グランドゴルフ大会、ふれあいコンサート、展覧会、カラオケ大会、地域内の神社、仏閣の調査研究など
- ② 花づくり、緑化、環境美化など  
休耕田の活用(ホタルやどじょうの育成、花作り、小中学生も参加して)

- ③ 情報誌の発行(当面は、地域紙「グッドモーニング」などの活用もよい。)

#### ④情報ネットワークの構築(情報の収集と発信)

### 2. 地域まちづくり協議会のメリット

#### (1)地域の情報を共有する「組織」、「場」として

各団体、個人がお互いの情報を交換し、共有できる。

①従来知りえなかった、行えなかった活動、事業に参加できる。

②地域内で重複しない、整合性のとれた活動、事業が展開できる。

言い換えると

①自治会、NPOなどが役割分担し、地域コミュニティ活動をより活発にする場となる。

②自治会などとNPOなどの市民活動との連携の場となる。

③個人の立場で活動、事業に参加できる場となる。

#### (2)大きな視野、大きなスケールで地域の諸問題を解決する場として

小学校区単位でのまちづくりの活動(地域まちづくり計画の作成、実行など)を行う。

(課題、要望の集約→コミュニティマップ、課題解決の処方箋づくり→コミュニティカルテ、実行)

言い換えると

①自治会、NPOなど単独でできないこと、取り組みにくいことを行う場となる。

②地域まちづくりのテーマを広げる活動の場となる。

③自治会などの団体間で利害相反する場合に調停の可能性が高まる。

#### (3)地域住民にとって優先順位の高い活動、事業から実行に移せる。

予算付けにおいて、行政の優先度と地域住民の優先度が必ずしも一致しない。

住民、地域で意見交換し、自発的に総意を決定しうる場であり、住民発意のプロジェクトが立ち上がる。

#### (4)その他

①支えあって生きる、共生、共感、共鳴、共存、共同の意識が高揚する。

②住民と行政が協働して新しい政策を創造、実行していく組織、場となる。

③行政と地域を結ぶものの1つとなる。地域の代表性付与すればより強固になる。

④組織としての信用度、認知が高まる。指定管理者としての認知も得られる。

⑤地域への補助金、交付金の一括窓口へ(合意前提)、新たな交付金など受領の受皿となる。

⑥将来は地域分権の担い手となる。

#### 以上まとめると

地域住民にとって、

一番緊急の重要度の高い課題解決(例えば、安心安全のまちづくり)に効率的に取り組み、課題解決が早くなる。自分達の思い、考えが課題解決に反映しやすくなり、満足度が向上する。身近な相談相手となる。

大きな自治会にとって、

自治会をまたがる地域課題が解決しやすくなる。大きな事業がやりやすくなる。

より大きな団体としてのパワーにより、他の機関に対する存在感、影響力が高まる。活動範囲が広がる。自律的、迅速に地域課題を解決できる。

活動が停滞している自治会にとって、

納涼祭や運動会、防災訓練など、従来できなかった事業が可能となる。他の自治会の支援を受けやすくなる。他の自治会との情報交換ができる。

NPOなど市民活動団体にとって、

自治会との連携がしやすくなる。

自団体の理念、ノウハウ、知見、活動内容を他の団体、個人に伝達しやすくなり、活動の輪が広がる。

地区社協にとって、

自治会との連携において、従来の自治会代表経由よりは、協議の場における組織同士の直接的な調整により、より連携が深まり協働事業がより増加する。(人手の確保が容易になる。)

福祉の理念、ノウハウ、知見、活動内容を自治会、NPOなどに伝達しやすくなり、活動の輪が広がる。

災害福祉や交通安全面などの福祉に係る境界分野の活動がやりやすくなる。

行政にとって、

広い意味での行財政のスリム化につながる。

住民自治がひろがる。

以上

## 1. 地域コミュニティエリア

原則、共通の絆が生まれる小学校区を概ね地域区分とすることにより、規模的にも適切なエリアになると考えられる。ただし、面積、人口その他の事情により例外もあり得る。

例外として、複数小学校区に加盟することも可能とする。

複数地域まちづくり協議会間の連携も可能とする。

おおたかの森駅周辺は、将来の分割を含んで広い範囲でまず立ち上げることもありうる。他市(特に柏市)との境界付近では、他市の自治会などと地域まちづくり協議会に準じる組織を立ち上げることもできる。

## 2. 構成団体など

地域で活動する団体(自治会、NPO、地区社協など)、民生委員など公職個人、ボランティアなど個人、更には学校、お店、企業などに広く門戸を開放して参加を募るものとする。

地域協議会は、地域のパワーを結集する意味で、幅広い年齢層の住民や、自治会をはじめとする様々な団体の参加が求められる。

別紙2-1に流山市における参加して欲しい団体、個人の候補を示す。

最低限の構成団体として、自治会、NPO、民生委員などが考えられる。

個人は、原則、小学校区内住民とするが、地域関与者(学生、通勤者、商売する人、居所を持っている人などその地域に集い、コミュニティづくりに関与する人)の加入も可能とする。

既存の構成団体の解体を行うものではない。

## 3. 内部組織

将来は、実行力を持つために、部会制が望ましいが、設立当初は、その地域におけるネットワークづくりとしての協議の場からスタートすることは十分あるので、その時々々の活動、事業実施にふさわしい形態をそれぞれが協議して決めていけば良い。

## 4. 事業内容

事業内容としては、別紙1に示すものがあり、その地域の総意により優先順位を付けて解決をめざすものとする。

地域課題などを解決する場合、実施する主体は補完性の原理に従う。

地域コミュニティ活動の核は、「地域まちづくり計画」の作成である。この活動を通じ、地域での連帯感、コミュニティ意識の醸成が期待できる。

## 5. 運営方法

地域協議会の運営(役員選出、意思決定も含む)は、民主的に行われることが必要であり、重要である。自主的で透明性ある事業計画立案、予算作成、計画実施が住民などに公開され、いつでも参加できる権利が担保され、そのことにより参加意識の高揚が図られる。地域住民からの監査請求も可能なものとする。

## 6. 存在根拠

地域協議会は、コミュニティ条例などで存在が認知されるものとし、市長の認可組織又は登録認定団体などとするのが望まれ、そのことがその地域協議会の財政状態及び活動内容の報告への信頼性を高めることになり、又、民主的な運営、透明性を高めることになると考えられる。

## 7. 地域代表性付与の条件

(1) 地域住民のおおむね75%以上の賛成、承認があること。(自治会経由でも)

(2) その地域の団体(自治会、NPO、地区社協)のおおむね3/4以上が加盟し、地域代表性の合意が得られていること。

(3) 運営(会計報告)、情報公開において、地域住民に対して透明性が確保されていること。

地域代表性は、流山市長の承認のもとに行われ、流山市長は公示する。

(4) 地域代表性をもつことで、行政に対するその地域の窓口となり、地域への補助金、交付金の一括受取(内部調整し、合意が条件)、その結果、市の施設の指定管理者となることも可能となる。

## 8. 行政との関係

地域まちづくり協議会は、行政とも協働の体制とするが、補完性の原理を適用する。

流山市行政サイドは、地域協議会が作成した「地域づくり計画」を尊重し、(協議の上)流山市の総合計画などに反映させ、実行する責務があると考ええる。

## 9. 情報の透明性

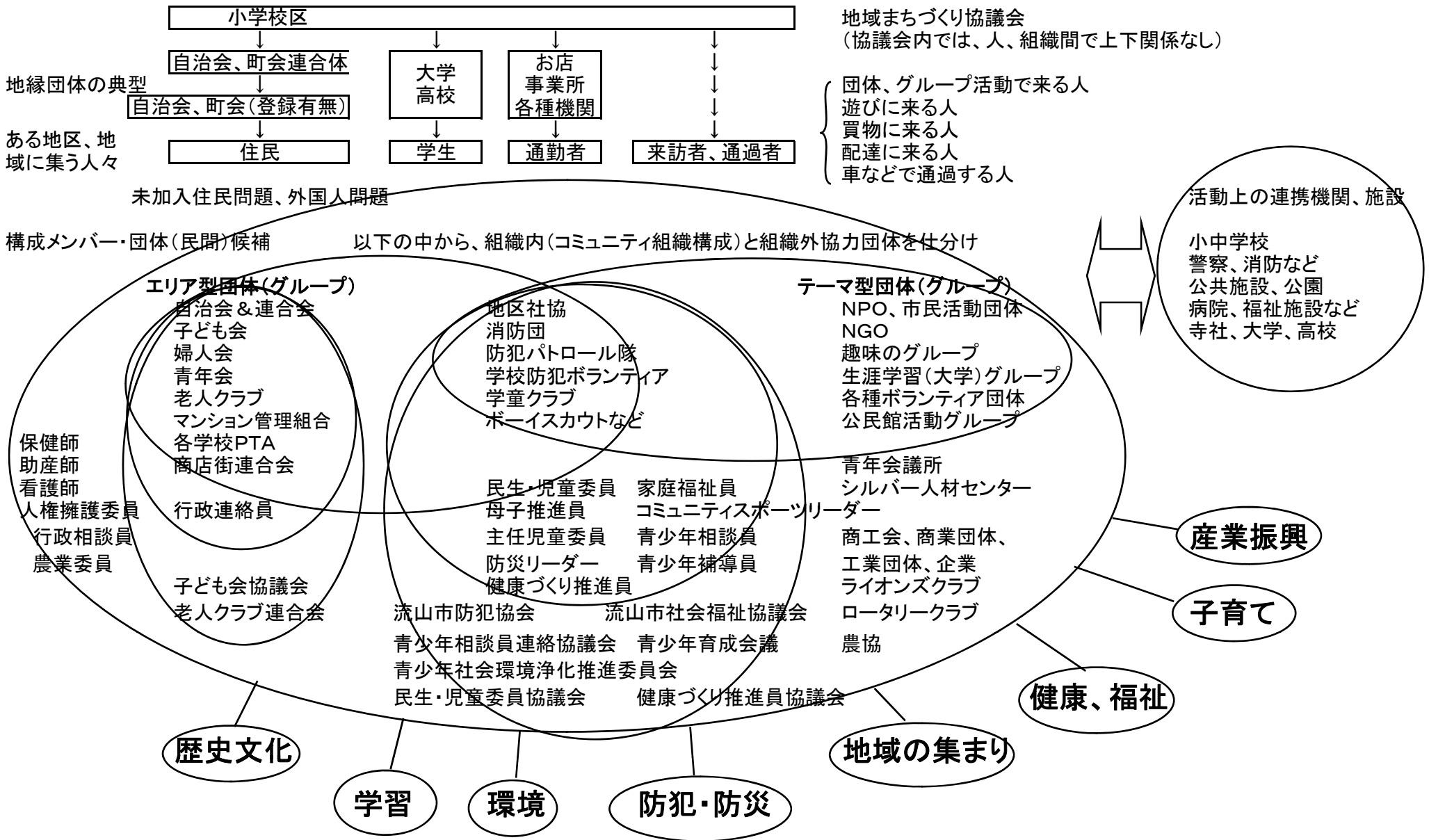
活動におけるPDCAの各段階において、構成団体、地域住民への情報公開を徹底する。

## 10. 地域まちづくり協議会に対する監査(機構)

組織上、監査を置く、地域住民からの監査請求を対応できるよう明文化する。外部監査用として、市長へ事業実績報告、事業計画書、会計報告、予算書を提出する。

以上

地域まちづくり協議会の構成メンバー候補



### 別紙3 地域まちづくり協議会と構成団体との関係

流山市では、昭和46年に旧自治省が推進したモデルコミュニティ事業(小学校区でのコミュニティ組織による活動)を開始した。該当地区(八木南地区)では現在に至るまで活動が継続されているが、全市的な拡がりは見られず、八木南地区にとどまっている。

現在は、自治会が地域コミュニティ活動の中心的な役割を担っており、行政の施策としても自治会を中心として、各種助成などが行われている。

一方、NPOなど市民活動団体への行政の支援も手厚く行われており、三百数十団体(市民活動センター登録は、約120団体)が活動している。

平成19年10月のコミュニティ審議会の答申では、自治会のパワーが平均的には低下する一方、NPOなどの市民活動団体の台頭という状況を考慮して、新しいコミュニティ形成の対応策として、小学校区単位で、自治会、NPOその他各種団体や個人が結集し、従来の親睦、生活環境改善といういわゆるコミュニティ活動を一歩進めた、地域の問題解決を自立的に行う「地域まちづくり協議会」の設立による新たな地域コミュニティ活動を提案した。

上記答申当時の地域コミュニティ団体、組織のうち、自治会については、世帯加入率が平均で75%と漸減傾向にあり、行事への参加率も減少し、役員のみ手がいけない、高齢化による負担感増大や問題解決能力の低下が見られた。もちろん、きちんとした組織、全員参加により会員の満足度の高い自治会も見られるが、答申で提案された、一歩進んだ問題解決型コミュニティの取組みの強化に向けては、全市的には改善すべき点が多い。

平成20年10月に、平成19年答申に関連したアンケートを、自治会、NPOなど市民活動団体、地区社会福祉協議会、消防団その他合計302団体に依頼し、186団体から回答を得た。このアンケート結果から地域コミュニティの現状を再確認し、更に、自治会、NPO、地区社会福祉協議会に着目し、答申の新しいコミュニティの担い手として可能か、又、地域まちづくり協議会への反応を分析する。

アンケートの詳細結果及び分析結果は、参考資料1及び参考資料1-2を参照されたい。

#### (イ)自治会

流山市の地域コミュニティにおける歴史的な自治会の存在意義を考慮すると、地域協議会は既存の自治会を無視した、他市で見られる別個の独自の組織とするのではなく、また、既存の自治会の機能の統合(解体につながる)の形はとらない。むしろ核となる団体としての役割を期待したい。(立ち上げの核としては自治会以外のNPOなどでも可とする。自治会連合などの連合組織にもおおいに期待する)

参加の仕方はカフェテリア方式(参加できるものに参加)とすれば、最小限の活動にとどまる自治会の底上げができ、活発な自治会はより大きな単位による活動へ広げられる。

又、現在自治会で行っている活動は、地域協議会の活動とすることができるが、あくまでも協議の結果、地域協議会で行った方が良く合意が得られたものに限る。

自治会によっては、複数の小学校区に該当するケースがあるが、複数の地域協議会への参加も可能とし、各自治会の判断に任せる。

#### (ロ)NPOなど市民活動団体

地域協議会が必要との回答は、自治会、地区社協に比べ多い結果であったが、自分達の活動以外に手が回らないのか、地域協議会への参加、又、核となる気持ちは少ないようである。

#### (ハ)地区社協(地区社会福祉協議会をいう。)

自治会と類似の回答傾向ではあるが、協働の考え方はより強いと感じられるので、地区社協の立場、役割を尊重し、参加を要請すれば、参加する地区社協は出て来ると期待する。核となるかは何とも言えない。

地区社協は、小学校区単位で設立されているボランティア団体であり、自治会代表、民生委員、ボランティアなどが参加しており、組織形態から言えば、地域協議会とほぼ同じ組織である。活動分野は地域福祉に係る分野であるが、流山市地域福祉計画によれば、安全、災害の分野にも関与するとあり、無視又は対立すべきではない。地域の分野別課題解決組織でみると、現状の行政における縦割りが持ち込まれている。地域協議会は、縦割りで地域に下りてくる各種活動を地域住民の立場に立って、横割りで地域課題をとらえ、解決していくものである。従って、地域協議会は地区社協とよく連携し、こちらが支援する立場で、諸団体間のコーディネーター役から開始するのが良いだろう。

佐倉市の臼井ふるさとづくり協議会のように福祉部門を地区社協が担当する事例もあるが、流山市の場合には各地区の事情もまちまちで一概に言えないので、事情に合わせ各々の協議会で協議して決めれば良い。15ある地区社協は活動内容がまちまちであり、その実情に応じて決めるべきで、活動が活発な地区社協は、協議会の核となる団体としての役割も期待される。

#### 構成団体間の関係

地域協議会は、既存の構成団体を解体して新たに作るものではない。お互いを尊重しあいながら、協議連携の場から始めるものである。協議の結果、組織的にまとまることはありえるが、実際は難しいであろう。組織的には部会、委員会制をとり、構成団体がそこに所属することはありえよう。

自治会は地域協議会と同じく、地域に基盤をおく包括的な問題解決に当たる団体である。地区社協も地域に根ざすが、主に福祉という個別分野の問題解決に注力する団体である。NPOはある専門分野に志をもつ個人の集まりである。自治会は、どちらかというところ広く浅く物事の解決に立ち向かうが、NPO、地区社協はそれぞれの分野で高い専門性を持っている。このようなお互いの特徴を生かし、お互いに勝ち組となる(成功する、利益を得る)関係で、地域の問題解決に当たるべきであるし、それによる相乗効果でより大きな成果が得られるはずである。その場合にお互いの立場を尊重しあうことが大事で、上手く連携すべきである。

自治会と地域協議会は、問題解決の対象、分野がほぼ同じであるが、より広域で複雑な問題ほど地域協議会の出番となろう。補完性の原理の適用もある。

以上

## 別紙4 地域コミュニティ活動に係る費用試算

### 項目別費用の見込み

人材成長支援 当初3年間は、年間最低110万円、可能なら300万円、その後減少しても最低年間50万円は確保したい。

地域まちづくり協議会モデル事業 1地区50万円、年間3地区、3年間継続する。

地域まちづくり協議会交付金 1地域協議会最低50万円、徐々に立ち上がり、10年後には15小学校区合計で年間750万円(最低でも)と想定。

もし、個人市民税の1%を地域コミュニティへ交付の場合には、地域協議会交付金は廃止する。  
→地域コミュニティ交付金制度の創設(通称住民税1%交付金) 平成28年度頃の導入を目指す。  
交付金方式が望ましいが、事業計画提出前提の事業補助金方式でも可とする。

地域まちづくり協議会連合会補助金 年間 50万円 まちづくり協議会が15小学校区のおおむね6割設立の場合には連合会をつくる。

全市コミュニティ推進のための啓発活動 当初3年間は、年間50万円、以後、漸減

全市コミュニティ推進委員会報酬 規定に従うも、年間60万円

自治会などの活性化のためのイベント費用 年間30万円(含む交流費10万円)

地域コミュニティアドバイザー制度報酬 当初は、年間420万円

情報公開その他 年間80万円程度

参考情報:流山市における自治会等への補助金、交付金など(平成19年度流山市決算書から(単位:円))  
流山市地域コミュニティへの補助金など 約 1.6億円(平成19年度)

自治会等交付金制度	9,834,600	
自主防災組織消火器等維持管理費補助金	0	不明、64万円?
防犯灯設置等補助金	18,283,600	
防犯灯維持管理費補助金(電気料金)	32,051,558	省エネで削減の可能性あり
自治会館建設事業費補助金	4,000,000	
自治会館維持管理費補助金	6,880,000	
自治会館維持管理費補助金(大規模修繕)	2,390,000	
衛生用薬剤散布機購入費補助金	109,000	平成21年度廃止?
生ごみ肥料化処理器購入補助金	3,563,600	
公園管理公園緑地清掃委託	8,788,650	
リサイクル報奨金	72,892,500	自治会以外もあり、仕分け無理
コミュニティホーム維持管理	7,486,706	
小計	166,280,214	
通学路防犯灯設置事業	1,394,284	補助金か不明
NPO活動推進事業	5,168,288	公募事業1,552,630
民生委員児童委員活動推進	6,339,175	
民生・児童委員協議会連合会事業業務委託料	8,830,000	
社会福祉協議会事務費補助金	65,936,000	
地区敬老行事支援事業	2,250,000	
小計	89,917,747	
総合計	256,197,961	

その他の補助金など 単位:円

独居高齢者声の訪問事業 700,000

孤独死対策モデル事業委託料 1,000,000

こども会育成・連絡協議会活動事業補助金 437,000

青少年相談員連絡協議会活動事業補助金 1,760,000

福祉会館運営経費(指定管理者となれば) 167,264,780

行政連絡員手当 (推定) 4,141,800

### 収入

市民税 総額 12,073,857,031円  
うち個人 11,167,422,681円

池田市や市川市に倣って、個人市民税の1%を地域に交付するとすれば、約1.1億円を地域に交付することになる。

## 地域まちづくり協議会の設立に関して モデル地域まちづくり協議会事業など

### (1)前提

- ①モデル地域まちづくり協議会事業交付金制度(1モデル地区50万円)を創設する。
- ②2~3のモデル地区を選定し、先行事業として行う。パイロット役にもなり、地域まちづくり協議会の制度的要素を検証するとともに、レベルアップを果す役割を持つ。
- ③平成22年度予算に上記交付金制度の予算計上を強く要望する。

### (2)モデル地区について

#### ①公募を原則とする

- |       |   |     |
|-------|---|-----|
| 公募期間  | 第1回:平成22年7月1日から同年8月末日まで   | 3地区 |
|       | 第2回:平成23年4月1日から同年5月末日まで   | 3地区 |
|       | 第3回:平成24年はモデル事業期間を含め、第2回と同様とする。   |     |
| 方法    | 広報ながれやま掲載し、平成20年度昨年アンケート団体へ関係資料を送付する。<br>説明会 各小学校区で、公募期間前半での開催が望ましい。→ 円卓会議で<br>自治会などでは総会前でないと1年遅れる可能性がある。 |     |
| 主体    | 全市コミュニティ推進委員会とコミュニティ課が協働するのが第一であるが、推進委員会がなければコミュニティ課が行う。(告知、説明会、応募受付、選定、支援、評価、報告)                         |     |
| 応募者資格 | 個人でも団体でも可とするが、団体が望ましい。  |     |
| 応募条件  | 最低、自治会等1団体、NPO1団体の組合せでスタートするのが望ましい。   |     |
| その他   | 応募状況を見て、主体が声かけを行う。  |     |

#### ②モデル事業期間

- 第1回:平成22年10月1日から平成23年3月31日(延長OK)  
 第2回:平成23年 7月1日から平成24年3月31日(延長OK)  
 この間に、地域まちづくり協議会の設立に向けて、話し合い、イベント、事業などを行う。  
 前述のように、各団体の意思決定が平成23年4月の総会以降となる懸念がある。

#### ③モデル地区候補は、タイプの異なる地区の選定が望ましい。

- \*これから発展する地域で新たにコミュニティ組織を立ち上げる地区  
 例、おたかの森駅周辺(対象範囲の設定が難しいが)  
 開発が急速に進みつつあり、モデル地区としては適切であり、関係者(自治会、諸団体、各種委員、開発業者、お店、行政など)の円卓会議をまず開催すべきではないか? 呼びかけ人は、全市コミュニティ推進委員会か行政となる。ただ、マンション入居者には旧来の自治会活動ではなく新しいコミュニティ活動を目指す動きも見られる。従って、このモデル地区はそのような新しい地域コミュニティの担い手の検証も出来ると良い。
  - \*旧市街地で住宅と商業地域混住型  
 例、流山1丁目~8丁目を中心とする地区  
 まちおこしのイベントとして江戸川菜の花フェスティバル(菜の花協議会主体)を平成22年春に開催し、その実行委員会が地域まちづくり協議会の核となって設立を狙う。具体的に動き出したようなので、住民主導で進むことを期待する。この地区で流山電鉄の活性化を図るイベントを組み合わせることも有効で、具体的にはポスターや写真のコンクールや特別記念切手販売などが考えられる。
  - \*熟成した住宅団地  
 例、昭和30年代前半に造成の住宅団地
  - \*戸建て住宅、アパート、マンション混在型  
 例、武蔵野線南流山駅前地区
- その他、八木南モデルコミュニティ地区も候補となりうる。

#### ④核となるもの

個人が核となり各団体、個人に呼びかけるのは、行政連絡員、民生委員などであっても、現実問題としては難しいと思われる。

- \*自治会又は自治会連合中心型 流山1~8丁目の「菜の花協議会」もここに入る
- \*NPO中心型 中間支援NPOなど
- \*地区社会福祉協議会中心型

③と同様に、こちらも核となるものがモデル地区ごとにそれぞれ異なっていると理想的である。



## 別紙一六 全市コミュニティ推進委員会について

平成19年答申では、団体、住民などを支援する体制の構築が必要であるとし、地域まちづくり協議会設立などの推進役として市民主体行政参加の形で行う「全市コミュニティ推進会議」の設置が望ましいと提言した。「全市コミュニティ推進委員会」と改称しその設置に関する具体策を以下に示す。

この市民主体行政参加の形は、流山市自治基本条例の市民自治の精神にも適うものと考えられる。

以下の全体を網羅した「全市コミュニティ推進委員会事業」を平成22年度から開始する。

### (1) 役割

#### ① 地域まちづくり協議会設立の支援、推進

地域協議会がおおむね6割設立後は、地域まちづくり協議会連合会へ業務を移管する。目安、平成28年度頃からとする。

#### ② 地域コミュニティ各種団体への支援

自治会など地域コミュニティで活動する団体に対する相談、助言、支援など

#### ③ 全市コミュニティ推進に関する課題への対応

人材成長支援、全市コミュニティ活動推進計画(案)、コミュニティ関連条例(案)の作成

#### ④ コミュニティに関する調査、情報収集、発信、啓発活動、交流事業

#### ⑤ その他

### (2) 組織

#### 全市コミュニティ推進委員会

流山市規則で設置する。(案は参考資料4参照)

委員としては、知識経験を有するもの、

地域コミュニティ活動実践者(公募)、

流山市担当部課長 から10名以内を市長が委嘱(任期2年、報酬あり)する。

この委員会全体の企画、総務的な役割を担う。

この委員会には、

広報・啓発部会、地域協議会支援部会、研修部会その他の部会を、委員会の判断で置くことができ、委員を公募(ボランティアが望ましい)することができる。

地域コミュニティアドバイザー(常勤1名、他は自治会長などがボランティア登録し、上記役割②などを担う。常勤1名が窓口となり、回答は適任のボランティアが行う。)をおく。

上記役割①の地域まちづくり協議会の設立の支援にも係わる。 → 地域コミュニティアドバイザー制度

### (3) 当面のスケジュール

平成22年3月末まで 全市コミュニティ推進委員会規則の制定

平成22年5月末まで 全市コミュニティ推進委員公募

平成22年7月 全市コミュニティ推進委員会発足

当初行うことは、

① 地域協議会の必要性について、市民、団体の共感を得るための啓発、広報活動

② 地域協議会立ち上げの支援(先行するモデル地域まちづくり協議会事業も含めて)

③ 自治会、各種団体ごとの全市又は地区別の交流会を開催する。

④ 自治会とNPOなどとの交流をさらに促進する。平素から自然な形で自治会とNPOなどが交流し、情報や意見を交換できる機会と場を設けることが効果的である。 ←市民活動センターを全市コミュニティセンターへ衣替えも当面の1つの案である。

⑤ 地域コミュニティアドバイザー制度を創設し、活動を軌道に乗せる。

⑥ 人材成長支援の研修を継続して行う。

将来、逐次加わるものとしては、

⑦ 地域コミュニティに関する情報(市内外)を収集し、蓄積し、公開する。全市コミュニティセンターで公開する。さらに、インターネット上でも公開する。

⑧ 地域コミュニティ情報紙を発行し、全戸配布し、地域協議会活動の紹介など地域コミュニティに関する情報を提供し、全市民を活動へ誘う。

⑨ 情報共有、交換のためインターネット上にフォーラムを開き、会員限定の意見、情報交換の広場と登録会員外も参加出来る広場をつくる。

⑩ 全市のコミュニティ活動推進計画の案を作成し、流山市に提案する。

⑪コミュニティ条例の案を作成し、流山市に提案する。市民参加条例で内容が盛り込まれる場合には不要である。条文には、基本理念、市と市民の基本的姿勢、コミュニティの定義、コミュニティ組織：目的、役割、事業、体制、設立、認定他（全市コミュニティ推進委員会、地域まちづくり協議会、自治会その他の団体）、地域まちづくり事業、コミュニティ計画、人材発掘、成長支援、コミュニティ施設（整備、運営、管理など）、市の責務（関連制度整備、コミュニティ組織への支援、協働の体制整備、庁内の体制整備など）、財政面の確立（交付金制度など）、情報共有、評価委員会など。

(4) 予算

当面は、全額、コミュニティ課負担

平成22～24年度、年間650万円づつ（全市コミュニティ推進委員会関係）

啓発活動費 50万円 推進委員会費60万円 交流費10万円、

研修費 110万円

地域コミュニティアドバイザー制度 420万円

常勤 1人 100万円(200日×5時間×1000円)

非常勤 100人 300万円(一人年間3万円)

事務費 20万円(通信費など)

アドバイザーは公募する。

(5) 行政及びコミュニティ審議会との関係

行政と全市コミュニティ推進委員会は協働の関係とする。事務局(庶務)は当面コミュニティ課又は市民活動センターに置くが、将来は上記各部会と同様に委員会が独自の事務局として設置することが望ましい。

審議会は、あくまでも市長の諮問機関でありその諮問に対して答申、建議をだすものであり、この委員会の実行機関の立場とは異なる。この委員会はあくまでも今回の答申、建議を実行するために設立されるもので、将来新たな答申により指示される事項が出てくればそれを実行することもある。審議会への諮問事項として、全市コミュニティ推進委員会の総括はありえる。

以上

旧来の人材育成は、「広い視野と深い見識、卓越した想像力と豊かな人間性を備え、常に問題意識と確固たる使命感を持ち、積極的、主体的に行動のできる地域のリーダーを養成する」(全国地域リーダー養成塾)だった。

これは間違っていないし今後も必要とされる人材と考えるが、今、流山市が必要としている地域リーダーは、一人で何もかもやる、できる人よりも、多くの人たちが様々な地域課題を自分の関心事として主体的に取り組み、楽しく成果に結びつけていくことをすすめる、そのような人だと考える。

また研修手法についても、今までは何を教えるかに重点が置かれていたが、今は受講者の意欲をどうしたら高められるかが重要だと考えられている。知識として聞くだけでなく、参加し、体験し、気づき、役割を見出すことで意識が変わり、行動が変わる。

そして何より圧倒的な情報量、質の変化が市民のニーズを高めている。

いろんな人が主体的に活動できるいろんな場ができると参加の輪が拡がり、意識も変わり、住民自治のまちへ一歩近づけるのではないか。

そんな場づくりができる人材育成(育成から成長支援へ)を目指したい。

## 1. 求める人材

### (1)リーダー

イ)新たな地域コミュニティについて理解し、地域まちづくり協議会役員や全市コミュニティ推進委員会委員として活動する人

ロ)新たな地域コミュニティで自治会、NPO、地区社協などの活動を、中心となって推進する人

### (2)現場人材

新たな地域コミュニティで人と人との結びつきを強め、地域に一体感と信頼関係を創る場づくりができる人

### (3)行政職員(地域コミュニティに向き合う)

行政職員としての使命感、責任感を前面に出すのではなく、市民一人一人の力を信頼し、場を創り、委ね、結果に結びつける人

## 2. 研修内容

### (1)リーダー

イ)新しい地域コミュニティについて

ロ)社会の変化、および行政、市民の役割の変化

ハ)地域まちづくり協議会、全市コミュニティ推進委員会など

ニ)新しい組織運営(考え方、手法、広報ほか)など

### (2)現場人材

イ)地域課題について

ロ)行政、市民の役割の変化

ハ)場づくり(ワークショップ、ファシリテーションのやり方など)

### (3)行政職員

イ)上記リーダーおよび現場人材への研修内容の基本を習得

以上

別紙8 用語集

NPO	Non-profit Organizationという英語の頭文字からとったもので、直訳すると「非営利団体」となるが、現在、日本では「市民が主体となって継続的、自発的に社会貢献活動を行う営利を目的としない団体で民間の立場で活動するもの」であれば法人格の有無や活動の種類は問わないといった意味で使われることが多いようである。
OJT	オンザジョブトレーニングをいう。日々の仕事の現場でその仕事に必要な知識や技術を習得させる能力開発手法
PDCA	「計画」(Plan)、「実行」(Do)、「点検」(Check)、「改善」(Act)の頭文字をとったものである。PDCAはマネジメントサイクルと呼ばれる管理手法の一種で、業務計画の作成、計画に則った実行、実践の結果を目標と比べる点検、そして発見された改善すべき点を是正する4つの段階を繰り返すことで、段階的に業務効率を向上させることができる。
協働	市民業者行政など異なる立場の者がそれぞれの特性と立場をお互いに理解・尊重し共有する地域社会の課題解決に向け連携協力することにより相乗効果の上がる行動をいう。
ケア	ケアとは、世話、管理、注意、配慮、といった意味がある。
コーディネーター	ものごとを調整する役の人
コミュニティ	自律性を自覚した人々が、地理的な垣根にとらわれず、心と心のふれあいでお互いを理解しあい、連帯意識をもち交流する場であり、又、同じ志を持ち、様々な意見、情報交換を通して問題意識を共有し問題解決を図っていくもの同士で構築する自発的なつながり
コミュニティカルテ	地域住民などが地域における組織、活動の実態や生活環境の現状値と希望の度合いを診断把握するもので、公聴会のような方法に比べ、より地域の問題をトータルに、しかもデータに基づき客観的に把握できる。その地域について住民の理解を深めるとともに地域におけるコミュニティづくりを総合的に進める上での基礎資料である。
コミュニティビジネス	地域の市民が主体となり、地域の資源を活用して、地域の抱える課題をビジネス的手法で解決し、コミュニティの再生を通じて、その活動で得た利益を地域に還元すること。
コミュニティマップ	その地域の地図(マップ)に現状の調査結果を落とし込み、理解をしやすくしたもの
市民活動団体	自らの価値観、信念、関心に基づき、自分たちの生活とコミュニティへの貢献を目的に、自発的に活動を行う市民が集まって組織した団体。
自治基本条例	自治基本条例とは、市政運営の基本理念や市民と行政との協働によるまちづくりに必要な考え方や仕組みなどの基本的なルールを定めるもの。…「自治体の憲法」とも言われる自治基本条例の制定に当たっては、制定過程が非常に重要である。
市民自治	中央集権的、官治的な地方自治を排し、市民こそ地方自治の主権者であり、まちづくりや問題解決の主体であるとする考え方。住民自治とほとんど同義だが、ときには「市民」に市民参加のための余暇と教養、自立と自律の精神をもった普遍的な市民概念を含ませて用いられている。
地域コミュニティ	地域において、人々の交流・ふれあいを通し、豊かな生活を送ることを目的として、地域の課題に取り組む人や組織の自主的で多様なつながり
ファシリテーター	チーム活動の二つのプロセスに関わっていく。一つは、段取り、進行、プログラムといった、活動の目的を達成するための外面的なプロセスである。もう一つは、メンバー一人ひとりの頭や心の中にある内面的なプロセスである。ファシリテーターは両方のプロセスに関わることで、人と人の相互作用を促進しているのである。
補完性の原理	補完性原理(ほかんせいげんり)とは、決定や自治などをできるかぎり小さい単位でおこない、できないことのみをより大きな単位の団体で補完していくという概念。
ユニバーサルデザイン	すべての人が使うことのできる製品や建物、空間のデザイン及びその考え方

## 別紙9 コミュニティ審議会の委員名簿と経過

### コミュニティ審議会委員名簿

任期 平成20年1月28日～平成22年 1月27日

#### 委員

相川 征治	会長 起草部会長
狼 正久	会長代理
梅谷 秀治	人材部会長
川嶋 英幸	
佐藤 隆雄	
鈴木 智子	
阿部 洋己	
河村 栄夫	地域まちづくり協議会部会長
酒井 邦夫	
島田 鉄次郎	
高橋 義武	
龍田 進	行政連絡員部会長
富田 キヨ子	
長岡 みつ江	
稲見 義弘	全市推進組織部会長
渡辺 雅美	

### コミュニティ審議会経過

#### コミュニティ審議会本会議開催実績

平成20年 1月28日	平成19年度第1回コミュニティ審議会	委嘱状交付及び審議会
平成20年 4月14日	市長からコミュニティ審議会へ	答申内容の具現化について依頼
平成20年 5月20日	平成20年度第1回コミュニティ審議会	答申内容の具現化について
平成20年 6月17日	平成20年度第2回コミュニティ審議会	同上
平成20年 9月30日	平成20年度第3回コミュニティ審議会	同上
平成20年10月21日	平成20年度第4回コミュニティ審議会	同上
	新たなコミュニティ形成を図る対応策に係る平成21年度予算について(具申)	
平成21年 1月20日	平成20年度第5回コミュニティ審議会	同上
平成21年 3月24日	平成20年度第6回コミュニティ審議会	同上
平成21年 5月19日	平成21年度第1回コミュニティ審議会	答申内容の具現化について
平成21年 7月21日	平成21年度第2回コミュニティ審議会	同上
平成21年 9月15日	平成21年度第3回コミュニティ審議会	同上
平成21年10月20日	平成21年度第4回コミュニティ審議会	同上
	答申内容の具現化について(具申)	

#### コミュニティ審議会勉強会開催実績

平成20年 3月14日及び15日  
 平成20年 7月15日  
 平成20年 8月19日  
 平成21年11月18日  
 平成20年12月16日  
 平成21年 2月17日  
 平成21年 4月21日  
 平成21年 6月16日  
 平成21年 8月18日

#### 起草部会開催実績

平成20年 9月19日  
 平成20年10月10日  
 平成20年11月10日  
 平成21年 3月17日  
 平成21年 4月16日  
 平成21年 5月14日  
 平成21年 6月11日  
 平成21年 7月16日  
 平成21年 8月13日  
 平成21年 9月10日  
 平成21年10月 7日  
 平成21年10月15日

地域協議会部会実績

平成20年 6月27日  
平成20年 8月 6日  
平成20年 9月16日  
平成20年10月 7日  
平成20年10月16日  
平成20年11月11日  
平成20年11月17日  
平成20年12月 2日  
平成21年 1月13日  
平成21年 2月 3日  
平成21年 3月10日  
平成21年 4月14日  
平成21年 5月12日  
平成21年 6月 9日  
平成21年 7月 7日

柏市風早南部地域ふるさと協議会視察

佐倉市臼井ふるさとづくり協議会視察

全市推進組織部会

平成20年 8月12日  
平成20年 9月22日  
平成20年10月17日  
平成20年11月12日  
平成20年12月 8日  
平成21年 1月22日  
平成21年 2月10日  
平成21年 3月19日  
平成21年 4月 7日  
平成21年 5月26日  
平成21年 6月11日  
平成21年 7月 9日

人材育成部会実績

平成20年 7月11日  
平成20年 8月 4日  
平成20年 9月 8日  
平成20年 9月24日  
平成20年10月 9日  
平成20年11月15日  
平成20年12月15日  
平成21年 1月 8日  
平成21年 2月 5日  
平成21年 3月 5日  
平成21年 7月10日  
平成21年 8月11日

行政連絡員部会

平成21年 1月27日  
平成21年 3月12日  
平成21年 5月15日  
平成21年 6月23日  
平成21年 7月29日  
平成21年 9月 1日

先進地視察

平成21年 1月28日 大阪府池田市  
平成21年 1月29日 三重県松阪市

アンケート調査

平成20年10月29日 地域コミュニティに関する各種活動団体のアンケート調査

対象 自治会、自治会連合協議会、コミュニティ運営委員会、地区社会福祉協議会、NPO、消防団

市長との意見交換会

平成21年10月 7日

副市長との意見交換会

平成21年 5月 1日  
平成21年 8月12日